

八代港における国による港湾施設の一部管理の取組状況

～ 令和2年7月豪雨災害に関する取り組み ～

- 令和2年7月豪雨の影響により、八代港で漂流物や土砂の流入が確認されました。
- このため、八代港において港湾管理者（熊本県）からの要請に基づき、九州で初めて港湾法第五十五条の三の三の規定により、国土交通大臣による港湾施設の一部管理を実施しております。
- 7月10日から漂流物調査・深浅測量を速やかに実施し、海洋環境整備船等による漂流物の回収等により、港湾機能を速やかに確保しております。

八代港全景（アジア航測（株）撮影：7月5日）



漂流物の回収状況（撮影：7月17日）



八代港内で新たな流木等が確認されていないこと、港湾管理者（熊本県）から管理期間の延伸要請がなかったことから、八代港における国による港湾施設の一部管理を令和2年8月9日に終了する予定です。

また、航路・泊地における沈没物による浅所については、今後、災害復旧事業により除去していく予定です。

【問い合わせ先】

港湾局海岸・防災課災害対策室 柳、吉持、服部

TEL：03-5253-8111(内線 46752、46763)、03-5253-8689(直通) FAX：03-5253-1654